
4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

1 外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

- 子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図れる体制づくりを検討します。
- 外国語に対応する翻訳機器等の活用等、各施設の希望に応じた外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる乳幼児を受け入れるための体制を検討します。

2 乳幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施すると共に、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。特に職員配置の充実及び職員の資質の向上に向けた研修等の充実は、教育・保育施設の質の向上のためには必要と考えられます。

- 1:教育・保育施設や保育所と小学校の職員合同研修等、資質向上に向けた研修の充実
- 2:保育所等などの職員の処遇改善を始めとする労働環境への配慮
- 3:教育・保育施設や小学校・中学校運営者間の連絡会等との連携の充実
- 4:教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- 5:保育アドバイザーによる支援の拡充

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供すると共に、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(1)利用者支援事業

子どもとその保護者が、幼稚園・保育所での学校教育・保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

(基本型)

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

(特定型)

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、留守家庭児童会等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切な施設・事業を選択し、円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュなどによる支援を行う事業です。

(母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

[対象年齢]0歳から5歳まで

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型(か所)	0	0	0	0	0
母子保健型(か所)	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

基本型について、留寿都村では現状では専門的職員の配置は行っておらず事業としては実施していないものですが、るすつ子どもセンターが相談窓口となり、児童福祉担当部署及び母子保健担当部署と連携、調整を行い、必要な支援を行います。

母子保健型についても事業としての実施はありませんが、保健医療課が窓口となって相談支援等を行っております。

(2)時間外保育事業(延長保育事業)

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

[対象年齢] 0歳から5歳まで

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保の方策(人)	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

るすつ子どもセンターぼっけの開設と共にるすつ保育所の開所時間を延長したことにより、保育標準時間を11時間と延長していることから、延長保育事業の実施はありませんが保育短時間利用に伴う延長保育の希望に対応するため、平成30年度から実施体制を整えておりますが、現在までに保育短時間利用者の延長保育利用実績はありません。

今後、利用者ニーズの変化に注視しながら、引き続き検討を行うこととしています。

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児(6歳から11歳まで)

■量の見込み

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	1年生	11	11	12	18	8	11
	2年生	8	11	8	8	13	6
	3年生	3	15	22	16	17	26
	4年生	1	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0	0
②確保の内容(人)		40	40	40	40	40	40
差(②-①)		17	3	-2	-2	2	3

■確保の内容方針

留寿都村では現在るすつ子どもセンターぼっけ内のるすつ放課後児童クラブにて実施体制を整えており、引き続き事業を実施します。

■「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

国は、保護者の就労などで「小1の壁」といわれている、就学後の放課後の子どもの居場所づくりのため、また、女性の就業率上昇も踏まえた利用者の増加にも対応するため「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

留寿都村では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、または連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、取り組んでいきます。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係各機関への働きかけを継続していきます。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0歳から5歳まで 実績無し

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0
確保の方策(人・年)	0	0	0	0	0

■確保の方策方針

ニーズ調査において保護者の用事などにより子どもを泊りがけで預ける場合は、親族に預けることが多く、子どもだけで留守番させたケースはないこと、過去の状況を考慮してもニーズがないことから、計画期間において、事業の実施予定はありません。

(5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うと共に、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	16	16	16	16	16
確保の方策	16	16	16	16	16

■確保の内容方針

留寿都村では現在、保健師が乳児のいる家庭を訪問し、新生児訪問又は乳幼児訪問指導と併せて実施することで母子の状況を把握しており、引き続き事業を実施します。



(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」のことで、

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

■ 量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0

■ 確保の内容方針

留寿都村では、現状に引き続き事業を実施します。実施が必要な家庭がある場合は、家庭内での育児に関する援助を保健師が直接家庭を訪問して実施します。

村では児童福祉法の規定に基づき要保護児童対策地域協議会を設置しており、必要に応じて会議を開催する等の措置を取り、問題の軽減に取り組んでいきます。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
児童福祉法第六条の三の規定より

(7)地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0歳から2歳まで

[単位]延べ利用者数（月間）人／回

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/回)	580	592	554	491	403
確保の方策(か所)	1	1	1	1	1

■確保の内容方針

留寿都村では現在、るすつ子どもセンターほっけ内のるすつ子育て支援センターにて実施体制を整えており、引き続き事業を実施します。

(8)一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園や保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3歳から5歳まで ②幼稚園型以外は0歳から5歳まで

[単位]延べ利用者数（年間）人日／年

①幼稚園における在園児対象型(幼稚園型)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人日/年)	0	0	0	0	0
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	0	0	0	0	0
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	0	0	0	0	0
確保の方策(人日/年)	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

留寿都村には該当施設が現在ないことから事業の実施はありません。地域のニーズ等を検討の上、実施体制の構築ができるかどうか事業実施の可能性について引き続き検討を進めていきます。

②保育所等における一時預かり(幼稚園型以外)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	210	210	185	183	169
確保の方策(人日/年)	200	200	200	200	200
保育所等の一時預かり (幼稚園型以外)	200	200	200	200	200
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・センター)	0	0	0	0	0

■確保の方策方針

留寿都村では、現状に引き続き事業を実施します。るすつ子どもセンターほっけの開設と共に、るすつ子育て支援センターとして実施体制を整えたものです。

(9)病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病児(病後児)保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0歳から5歳まで

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	0	0	0	0	0
確保の方策(人日/年)	0	0	0	0	0
病児保育事業	-	-	-	-	-
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・センター)	-	-	-	-	-

■確保の方策方針

現状では事業の実施はありません。留寿都村の財政状況や地域のニーズ等を検討の上、実施体制の構築ができるかどうか事業実施の可能性について引き続き検討を進めていきます。

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

〔対象年齢〕 就学児

■量の見込み(低学年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/日)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/日)	0	0	0	0	0

■量の見込み(高学年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/日)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/日)	0	0	0	0	0

■確保の方策方針

留寿都村では、実施の予定はありませんが、地域の保育ニーズ等を検討の上、事業実施の可能性について引き続き検討を進めていきます。

(11)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を定期的に行う健康診査費用を助成する事業です。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	16	16	13	11	9
量の見込み(回)	224	224	182	154	126
確保の方策(人)	16	16	13	11	9
確保の方策(回)	224	224	182	154	126

■確保の内容方針

留寿都村では、現状に引き続き事業を実施します。現状では、妊婦健康診査の受診票(妊婦一般健康診査14回分、超音波検査11回分の費用助成券)を交付し実施します。また、道外で妊婦健康診査を受診した場合は償還払により助成を行います。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

■確保の方策方針

るすつ保育所において保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用は徴収していないことから、事業の実施はありません。次期計画期間においても、事業の実施予定はありません。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進とその他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保の方策方針

計画作成時点で待機児童はなく、施設の不足等を生じていないことから、事業の実施予定はありません。

7 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに保育所と小学校等との連携について、留寿都村として連携を推進します。

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

留寿都村においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、道の児童相談所等の関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

①関係機関との連携及び留寿都村における相談体制の強化

留寿都村における子ども・子育てに関する相談体制は、「住民福祉課」をはじめとする各行政機関のほか、保育所、小・中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握すると共に、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図ると共に、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに、児童相談所全国共通ダイヤル189の周知や地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子家庭等日常生活支援事業、保育所及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

3 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施推進を図ります。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進すると共に、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。保育所、小・中学校においては保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等においては、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進すると共に、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1)働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひ

とりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、また、仕事と生活の調和の実現に向け、事業者に向けて残業時間の上限枠や有給休暇取得の義務化などの情報提供と啓発の充実に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

5 一般事業主行動計画特例認定制度について

次世代育成支援対策推進法では、従業員 101 人以上の一般企業が、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対するプラチナくるみん認定制度があります。特例認定を受けられる企業が増えるように留寿都村としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。



6 子どもの安心・安全な環境の充実

国は、登下校時における子どもの安全確保について2018（平成30）年6月22日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるといえます。

2019（平成31）年4月19日、豊島区で発生した暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、5月8日大津市で発生した園児の交通死亡事故など、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しました。

国では、2019（平成31年）年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

留寿都村では、早急な対応として通学路点検調査を行いました。また、子どもの安心・安全な環境を充実させることが急務として以下のような施策方針をまとめ、今後取り組んでいくこととします。

施策の方針について

■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に日常的に利用する道路などの通学路の点検を実施します。各道路管理者、管内の警察署、保育所、小学校や中学校、PTAや地域住民と連携して村内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については、保育所、小学校や中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の整備推進をしていきます。さらに、子どもの通行が多い生活道路等は適切な交通指導取締りを管内の警察署へ要望をしていきます。

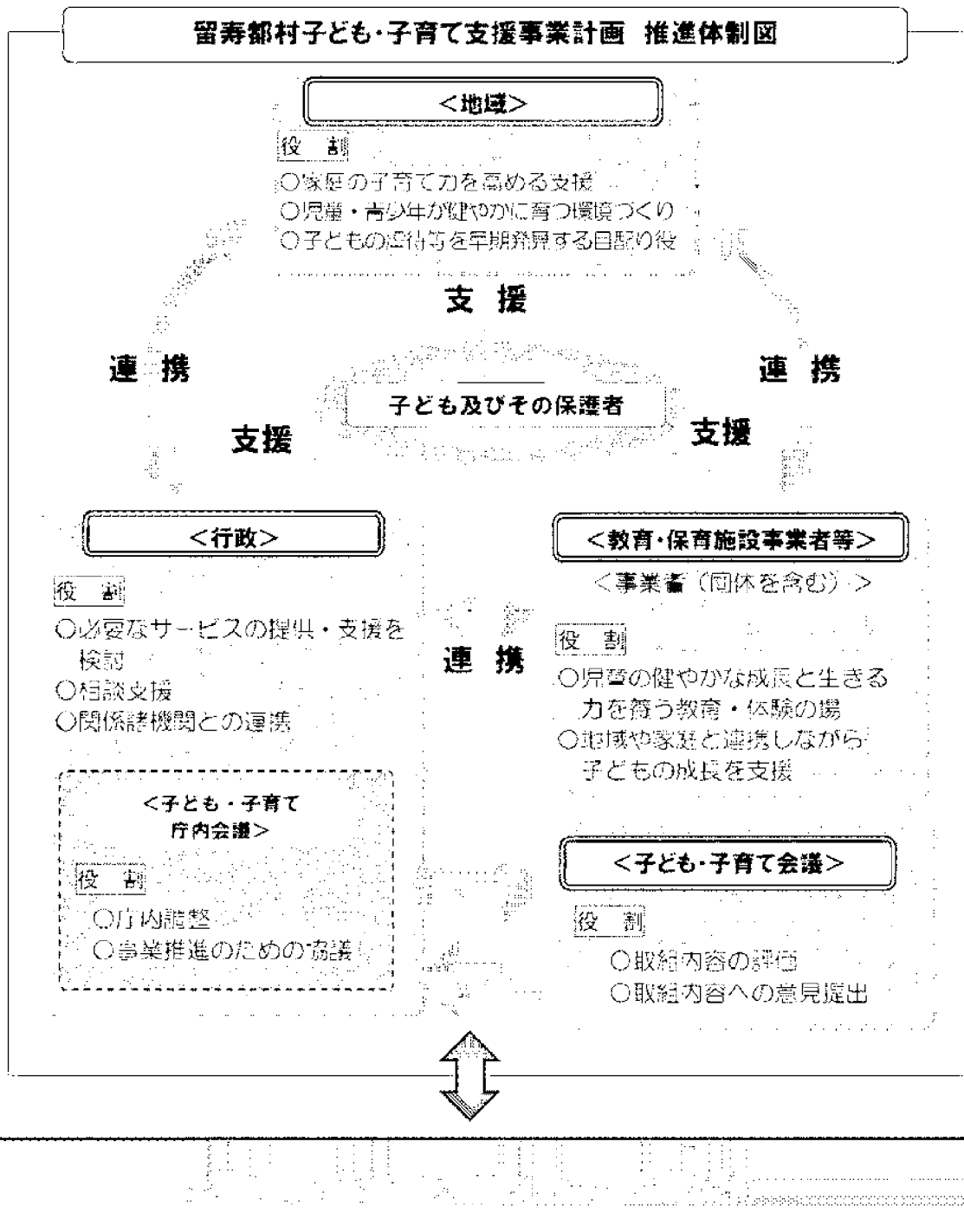
■高齢者の安全運転を支える対策について

年4回の交通安全運動時に開催される高齢者交通安全教室への参加を促し、高齢者の安全に運転する技術の維持を基本とします。75歳以上を対象とした臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の広報、また、運転免許証の自主返納等への各種支援策の広報・啓発などをより一層進めていきます。

第6章 計画の推進のために

1 計画の推進体制と関係機関等との連携

留寿都村では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関連各課はもとより、関連機関との相互協力をしながら取り組みます。



2 役割について

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、道及び村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定すると共に、村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、村と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

留寿都村は、子ども・子育て支援法に基づき「留寿都村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、道府県と緊密な連携を図ることとします。

①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有します。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。

③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

④地域の役割

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

⑤地域の役割

- 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。
- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援を行います。

⑥事業者

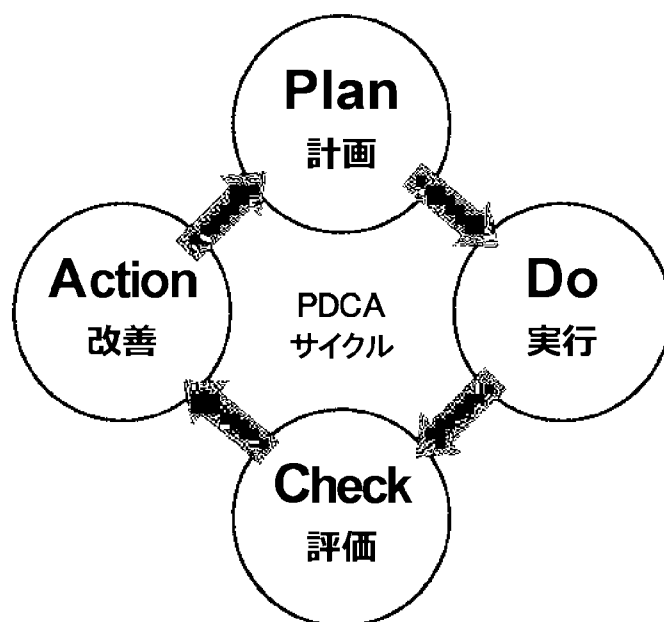
- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

3 計画の達成状況の点検・評価

本村における事業実施状況については、計画期間中の実績及び見込み数値をもとに把握を行います。

また、個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

さらに、計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検すると共に、子ども・子育て会議等で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援会議等を活用し、点検・評価・公表します。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会での住民意見を把握しながら、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料1 計画策定組織について

資料2 用語解説

資料1 計画策定組織について

子ども・子育て会議委員一覧（令和2年度）

役職	氏名	所属	備考
会長	増山 ひとみ	留寿都村民生委員児童委員協議会	主任児童委員
副会長	浦 梓	留寿都村放課後児童クラブ保護者の会	会長
委員	土生 敏明	留寿都村教育委員会	教育長
委員	阿部 剛	るすつ子どもセンター	センター長
委員	加藤 邦彦	留寿都小学校	校長
委員	久保田 敦子	留寿都村民生委員児童委員協議会	主任児童委員
委員	藤田 博勝	るすつ保育所父母の会	会長
委員	天川 貴裕	留寿都小学校PTA	会長

子ども・子育て会議事務局一覧（令和2年度）

役職	氏名	所属	備考
事務局長	松下 靖彦	住民福祉課	
事務局員	當宮 悠	住民福祉課	

資料2 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の附属機関)。
4	認定こども園	幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。(認定こども園法第2条)。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの型がある。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)

10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第 11 条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第 29、43 条）
12	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。（法第 7 条）
13	家庭的保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）
14	居宅訪問型保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）
15	事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第 7 条）
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第 19 条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども：満 3 歳以上の教育認定を受けた就学前子ども（保育の必要性なし） ・ 2号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第 31 条）</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）
19	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「二一ズ量の見込み」を推計すること。

20	教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育することをいう。
21	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護すると共に、その心身を健全に発達するように教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
23	乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう。
24	幼稚園	3歳から6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。
25	保育所	0（産後57日目）から6歳までの児童を対象とした児童福祉施設。※労働基準法による産前・産後休業：産前6週間・産後8週間＝56日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っている。
26	放課後児童クラブ	主に共働き家庭等の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るための施設及び事業をいう。
27	放課後子供教室	子どもたちの居場所を確保すると共に、勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援する事業。

第2期
留寿都村子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：留寿都村

編集：留寿都村住民福祉課

住所：北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地

電話：0136-46-3131（代表）

F A X：0136-46-3545